

第2回  
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部  
議事次第

平成28年7月12日(火)  
13:15～13:45  
臨床研修講習室

1. 開会

2. 議題

- (1) 地域包括ケア推進業務の進捗状況について
- (2) 都県事務所(指導監査課)からの報告について
- (3) その他

3. 閉会

《配付資料》

- 資料1 地域包括ケア推進業務の進捗状況
- 参考資料1 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程の改正
- 参考資料2 自治体に対する施設基準等の届出状況の提供方法の統一  
についてのQ&A

## 地域包括ケア推進業務の進捗状況について

### 【推進本部関係】

- ①第1回地域包括ケア推進本部会議開催（4月12日）
- ②第2回地域包括ケア推進本部会議開催（7月12日）

<今後の予定>

- ③第3回地域包括ケア推進本部会議（10月11日）
- ④第4回地域包括ケア推進本部会議（1月10日）

### 【都県協議会関係】

- ①各都県への訪問（4月20日～5月12日の間）  
※課長、担当者及び都県事務所長等で実施
- ②第1回関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会開催 58名参加（6月20日）  
※当局の地域包括ケア推進体制及び管内の状況、都県の地域包括ケア推進体制の現状、市区町村の地域包括ケアの取組状況と支援方針、当局事業に対する意見等について協議  
※会議終了後は懇親会を開催（43名参加）

<今後の予定>

- ③第2回関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会開催（10月中）

### 【情報の収集と発信（ホームページ）関係】

- ①地域包括ケア推進課ホームページの開設（4月13日）  
※開設後は随時ホームページの更新を実施
- ②ホームページを通じた好事例の募集開始（7月中）

<今後の予定>

- ③好事例集（第1弾）のホームページアップ（9月中）

### 【啓発活動（セミナー等）関係】

<今後の予定>

- ①第1回地域包括ケア応援セミナーの開催（7月19日）  
※キックオフセミナー「高齢者の健康づくりとフレイル対策のすすめ」  
講演 鈴木隆雄 桜美林大学老年学総合研究所長  
対談 鈴木隆雄先生、岡本局長 コーディネーター：町亞聖（元日本テレビアナウンサー）
- ②認知症施策に関する管内都県ブロック会議（8月17日）  
※本省と共同で開催
- ③第2回地域包括ケア応援セミナーの開催（9月15日）

## 【講演と後援関係】

- ・ 山梨県地域包括・在宅支援センター協議会研修会に講師派遣（6月23日）
- ・ 川越地区・地域連携ネットワーク会議に講師派遣（6月24日）
- ・ 茨城県訪問介護員中央研修会に講師派遣（6月28日）

## ＜今後の予定＞

- ・ 神奈川県老人クラブ連合会合同研修会への講師派遣（7月21日）
- ・ 埼玉県社会福祉協議会主催介護支援専門員研修への講師派遣（7月22日外3日）

## 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程

平成28年4月 1日制定

平成28年7月12日改正

関東信越厚生局長伺定め

## (設置目的)

第1条 関東信越厚生局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の視点から都県及び市区町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的として、関東信越厚生局（以下「局」という。）に「地域包括ケア推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 推進本部は、地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働本省、都県と連携しつつ、管轄区域内の市区町村における地域包括ケアシステムの取組みを推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、局による効果的な業務の実施を図る。

## (組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長、本部員及び参与を置く。

- (1) 本部長は、関東信越厚生局長をもって充て、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、関東信越厚生局健康福祉部長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、別紙に掲げる職にある者をもって充て、本部長の指示を受けて所掌事務を行う。
- (4) 参与は、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体担当者等から外部有識者としての助言を得るため、推進本部長が委嘱し、必要に応じて会議に招集する。

## (庶務)

第4条 推進本部の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

## (開催等)

第5条 推進本部の会議は本部長が招集し、各四半期に1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

## (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月12日から施行する。

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職

- ・ 健康福祉部長（副本部長）
- ・ 指導総括管理官
- ・ 企画調整課長
- ・ 医療構造改革推進官
- ・ 健康福祉課長
- ・ 医事課長
- ・ 医事課長補佐
- ・ 地域包括ケア推進課長
- ・ 上席地域包括ケア推進官
- ・ 地域包括ケア推進課長補佐
- ・ 地域包括ケア推進官
- ・ 地域支援事業係長
- ・ 管理課長
- ・ 医療課長
- ・ 指導監査課長
- ・ 東京事務所長
- ・ 神奈川事務所長
- ・ 千葉事務所長
- ・ 茨城事務所長
- ・ 栃木事務所長
- ・ 群馬事務所長
- ・ 長野事務所長
- ・ 新潟事務所長
- ・ 山梨事務所長
- ・ その他本部長が必要と認めた者

平成 28 年 7 月 12 日  
地域包括ケア推進課

自治体に対する施設基準等の届出状況の提供方法の統一についての Q A

問 1 自治体に対する施設基準等の届出状況の提供の目的は「地域包括ケアの推進」に限るのか。

(答) 限らない。  
行政が必要としているのであれば提供して差し支えないと考える。

問 2 他県の自治体から施設基準等の届出状況の提供を求められた場合は、提供してもよいのか。

(答) 県境の住民は、隣県の医療機関を受診することもあり、他県のデータが必要な場合も想定されることから、関東信越厚生局管内の都県から提供依頼があった場合は提供願いたい。

問 3 自治体からの提供依頼文書の様式は示さないのか。

(答) 特に様式を示す予定はない。提供して欲しい施設基準等が明記してあればよいと考える。

問 4 自治体に提供するデータの範囲は施設基準等の届出状況に限るのか。定例報告等のデータは提供する予定があるのか。

(答) 現在は、医科、歯科、薬局、訪問看護ステーションの施設基準等の届出状況に限る。定例報告等については今後検討するが、現段階では開示請求で対応願いたい。